

評 議 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 平成30年6月22日(金)午後1時30分～
- 2 開催場所 市立社会福祉センター3階 第1会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から評議員会を開催いたします。

まず、本日の出席状況でございますが、評議員定数7名以上32名以内、現在員数29名、本日の出席者27名でございます。従いまして、評議員総数の過半数に達しておりますので、定款第15条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。また、本日の議案について、特別の利害関係を有する評議員の出席はございません。

続きまして、本会の管理職に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。

4月1日付けで就任いたしました堀江地域福祉課長でございます。古賀福祉事業課長でございます。岩本ボランティア・市民活動センター副所長でございます。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

(資 料 確 認)

それでは、乾会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

乾 会 長 (あいさつ)

司 会 ただ今から議事に入りますが、評議員会の議長は定款第15条第1項の規定により、その都度評議員の互選とすることになっておりますが、こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

異議なしということでございますので、議長を北区社会福祉協議会会長の吉川評議員にお願いいたします。吉川評議員様、恐れ入りますが、議長席へお願いいたします。

吉川議長 北区社会福祉協議会の吉川でございます。皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めて参りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

まず、評議員会の議事録の署名人を決めさせていただきます。議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

異議なしということですので、議事録の署名人は、中央区社会福祉協議会会長の浦野評議員と、大阪市手をつなぐ育成会理事長の小泉評議員にお願いします。

どうぞよろしくお願いいたします。

＜第1号議案＞ 平成29年度事業報告(案)について

吉川議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第1号議案 平成29年度事業報告(案)について、事務局から説明してください。

堀江課長 地域福祉課長の堀江でございます。第1号議案、平成29年度事業報告(案)につ

堀江課長

きまして、ご説明申しあげます。

資料1の1頁をご覧ください。全文を読みあげさせていただきます。

平成29年4月、改正社会福祉法の全面施行に伴い、外部監査を本格導入し、高い公益性が求められる社会福祉協議会として財務規律の強化など、法人運営の透明性の向上に取り組むとともに、成年後見支援センター事業や要介護認定・障がい支援区分認定調査事業などの公募事業へ積極的に応募した結果、これまでの実績を評価され、次年度に向けては7事業を受託するなど、財政基盤の強化にも努めました。

平成30年3月には、「つながり・支えあうことができる福祉コミュニティ」を目指し、今後3年間の計画期間として、地域福祉活動を推進する市・区社協と地域住民、民間団体がともに取り組む目標を定めた「大阪市地域福祉活動推進計画」を策定しました。同時期に策定された行政計画である「大阪市地域福祉基本計画」とは理念や方向性を共有しており、地域福祉を推進していくこととしております。また、本計画に加え、計画推進の具体的な方策や手法をまとめた「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」を3テーマで作成し、地域福祉に関わる多様な主体の実践上の手引書となるよう、広く情報発信しました。

少子高齢化の急速な進展や、単身世帯、ひとり親世帯の増加など家族構造の変化、地域社会における人とのつながりの希薄化が進み、社会的孤立のリスクが拡大し、貧困の連鎖や制度の狭間にある福祉・生活課題はより深刻さを増しています。このような状況の中、「地域共生社会」の実現に向けて、本会では、こどもに関連する社会的孤立といった課題に焦点をあて、市域で活動するこども支援団体に関する調査を行いました。その結果、こども食堂や学習支援など小地域における「こどもの居場所」がまだまだ少なく、さまざまな支援を必要としていることが判明したことから、区社協と連携し、居場所の拡充支援に向けた取組みを推進することで、身近な地域における課題解決力の強化を図ることとしました。

本会が受託運営して10周年を迎えた大阪市成年後見支援センターは、開設当初から、専門職と連携した成年後見に関する専門相談や市民・専門職・行政の協働による市民後見人の養成や支援の取組みを続けており、このような連携、協働の積み重ねや実績が、今般の成年後見制度利用促進基本計画で求められた「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」における中核機関としての役割を果たす礎となっております。地域における権利擁護を推進する事業として本会が実施している、あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）と、一体的運営を図るべく事務局事務分掌を見直し、今後、支援を必要とする人がますます増加する中、専門的な支援を効果的に展開していくこととしました。

さらに、南海トラフ巨大地震など、市域での甚大な被害が想定される災害に備え、市・区社協職員の初動体制の早期確立及び危機管理意識の高揚を図るため、市・区社協災害対策本部設置訓練を、約300名の参加を得て実施し、災害応急に関する準備体制の確認や対応力向上に取り組み、さらなる災害への意識向上を図りました。

本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、今後、より地域住民から信頼され、期待される社協をめざし、住み慣れた地域で、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現にむけた事業を推進しました。

続きまして、2頁をご覧ください。11頁にわたりますので、主な取組みの実施報告のみをご説明申しあげます。

まず、「1 社会福祉法人制度改革への対応及び財政基盤の強化」(1) 組織の透明

性と信頼性の確保、内部統制の強化及び外部監査の実施でございます。

改正社会福祉法により、新たに制定した定款に基づきまして、法人運営に取り組むとともに、組織経営のガバナンスと本会業務の適正を確保するために必要な体制整備を目的といたしまして、「内部管理体制の基本方針」を理事会において決議しました。また、会計監査人による外部監査を本格実施し、組織の透明性及び内部統制の強化に努めました。

(2) 地域における公益活動の取組みへの支援でございます。改正社会福祉法により責務化された社会福祉法人の地域における公益的な活動をより一層推進するため、市内の種別ごとの社会福祉団体で組織されている大阪市社会事業施設協議会と協働で加盟している約1,000の施設あてに地域貢献活動に関する調査を実施し、その結果を反映した「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」を作成しました。今後は広く発信し、公益的な活動を推進していくこととしております。

(3) 財政基盤の強化に向けた取組みでございます。本会の安定的な経営に向けまして、次年度に向けての公募事業に積極的に応募し、7事業を受託することとなりました。また、大阪市社会事業施設協議会の協力を得、各加盟施設に対し、賛助会員加入の呼びかけを行うなど、本会への理解者・支援者拡大に向け取り組みました。

続きまして、3頁をご覧ください。「2 生活課題の解決に向けた地域福祉活動推進の支援」(1) 地域福祉推進に係る事業でございます。冒頭にご説明申しあげましたが、大阪市地域福祉活動推進委員会での検討を経まして、「大阪市地域福祉活動推進計画」を策定いたしました。孤立を防ぎ、人と人が支え合うことができる「地域づくり」に向け、3つの重点目標を掲げ、今後3年間、この計画を着実に推進していくこととしております。また、本計画に加えまして、地域福祉活動を推進する具体的な手法や方策を示した手引書であるガイドブックを3テーマで作成いたしました。さらに、2月には、「身近な地域で 気づく・つなぐ・話しあう」をテーマに地域福祉シンポジウムを開催し、地域における住民と福祉専門職の協働による相談支援体制の充実に向けた取組みや視点を参加者一同で共有しました。

(2) 区社協活動・事業の支援でございます。アの「区地域福祉活動支援事業への支援」につきましては、地域福祉活動の支援に対してPDCAサイクルを強化し、業務改善を図りました。イの「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業推進への支援」につきましては、事業開始から3年目を迎えまして、平成29年度実績として、地域での見守り活動やコミュニティーソーシャルワーカーによる孤立世帯への専門的対応を通して、市内で約250人の孤立死を防ぐなど、民生委員・児童委員や地域の方々のお力をお借りし、大きな成果をあげています。静岡県で開催されました「大都市の福祉問題への取組を促進する社協セミナー」では、大阪市における見守り相談室の実践と成果を全国に向けて発表しました。ウの「生活困窮者自立相談支援事業推進への支援」につきましては、区社協が単独で実施している区や他法人との共同実施など、さまざまな実施形態がありますが、法人を超えて各々の支援内容や課題の共有化を図るため、制度開始以降、初めてとなる市全体での情報交換会を開催いたしました。大阪市は全国の指定都市の中で相談件数が一番多く、複雑多様な内容も多いことから、今後も、このような場を定期的に設け、各法人の強みを活かし、24区全体で事業推進が図れるよう支援していくこととしております。

続きまして、4頁をご覧ください。オの「公募事業応募への支援」につきましては、区社協が、公募事業へ応募するにあたって、必要な情報を提供するなど、安定的な経営に向けて支援しました。

(3) 介護予防ポイント事業の推進でございます。高齢者の介護予防や生きがいがづくりにつなげるため、より多くの方が活動に参加できるよう、本事業を積極的に周知するなど、事業推進に努めました結果、平成 27 年 10 月から開始となった本事業の活動登録者は約 2,200 人を超えました。平成 30 年度からは介護保険施設等での介護支援活動に加え、新たに保育所での活動も対象とし、高齢者の方々が地域でのさまざまな活動へ参加するきっかけとなるよう、事業拡大に努めてまいります。

5 頁をご覧ください。「3 権利擁護の推進及び相談支援体制の充実」(1) あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）の推進でございます。本事業の利用対象となっております認知症高齢者や地域で暮らす知的障がい・精神障がい者の増加に伴い、判断能力が不十分な人々の権利擁護を推進する必要性は年々高まってきております。本事業の利用者数は全国で一番多く、平成 30 年 3 月末現在で約 3,300 人となっております。また、利用者のうち、約 80 人を成年後見制度へ移行するなど、利用者の生活状況等に応じて、適切に支援することで、本事業の利用を必要とされる方が待機することなく順次利用できるよう努めてまいりました。

(2) 権利擁護相談支援サポートセンター事業の推進でございます。大阪市成年後見支援センターの運営、地域の相談支援機関への権利擁護に係る後方支援、成年後見制度、権利擁護に関わる機関・団体との連携、法人後見に取り組む団体支援を目的とした相談会の開催等を実施いたしました。中でも、開設 10 周年を迎えた成年後見支援センターでは、市民・専門職・行政の協働による市民後見人の養成と活動支援について、全国的にも先駆的に推進し、モデル的な役割を果たしてきました。平成 30 年度からは、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、地域における権利擁護を推進するあんしんさぼーと事業との一体的運営により、センター機能をさらに拡充していくこととしております。

7 頁に移りまして、(8) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施をご覧ください。平成 29 年度からの新規事業でございます。貸付相談を通じまして、生活福祉資金の活用や区の自立相談支援窓口へつなぐなど、ひとり親家庭の自立を支援しました。

8 頁の (3) 「こども食堂や学習支援を含む居場所」の運営に関する支援をご覧ください。ボランティア・市民活動の推進・強化の中でも、特にこの項目は強化して実施いたしました。近年、いろいろなところでこども食堂や学習支援の取組みが展開されていますが、本会でもこども食堂や学習支援を実践している地域社協や NPO 法人等の多様な団体が手をつなぎ、直面する困りごとを共有・解決するとともに、こどもの孤立を防ぎ、地域の大人たちがこどもを支える居場所の重要性を相互に確認する場として、本会が事務局となり、「地域こども支援団体連絡会」を定期的開催しました。今後は小地域での活動拠点の拡充を見据え、平成 30 年度からは、先般の理事会でご承認いただきました「地域こども支援ネットワーク事業」として、大阪市社会事業施設協議会や民生委員・児童委員の方々などと協働し、こどもの暮らしやニーズに寄り添った取組みを推進することとしております。

続きまして、「6 防災・減災、災害救援に関する支援・取組み」でございます。

(1) 災害対策本部設置訓練の実施、(2) 災害時必要物品の整備でございますが、地震発災直後を想定した初動期の対応訓練として、「市・区社協合同災害対策本部設置訓練」を約 300 人の参加で実施いたしました。市・区社協合同により、このような規模で訓練を実施したのは初の試みであり、今後も継続して災害救援への取組みを進めてまいります。また、災害時に必要となる衛生用品や備蓄食料等で不足してい

堀江課長 必要物品を整備し、災害発生後すぐに必要となる物品については、事務所内にそれぞれ配置し、災害時への備えを強化しました。

10頁「8 福祉人材の養成及び情報の発信」をご覧ください。(1) 社会福祉研修・情報センターの施設管理・運営でございますが、社会福祉施設職員を対象とした福祉従事者研修や認知症介護研修、介護職員研修を実施し、社会福祉を支える人材養成に努めるとともに、市民の福祉に対する理解を深めることを目的とした各種研修を開催いたしました。中でも、イの新たな地域活動の担い手の育成ですが、ここ数年は担い手の不足・固定化等が言われており、住民主体の地域福祉活動が、継続的かつ発展的に展開するよう、活動の中心となるリーダーや新たな担い手を育成する「地域福祉活動者研修体系」を構築するため、学識経験者を交えた検討会を立ち上げる準備会を開催いたしました。大阪市地域福祉活動推進計画においても、「地域福祉を担う人を拡げる」を重点目標の1つに掲げており、平成31年度を目途に現在活動されている活動者の方はより深く学び、活動への第一歩を踏み出す方には、活動に入りやすい仕組みや研修プログラムを検討していくこととしております。

以上、平成29年度事業報告(案)の主な事業のみご説明させていただきました。

なお、本日の資料は取組み実施状況のみ抜粋した内容となっております。ご承認をいただきましたら、個別の事業の詳細と第2号議案でご審議いただきます決算報告書と合わせまして製本し、後日改めて、送付させていただきたく存じますので、よろしく願いいたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉川議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

山田評議員 7頁の障がい支援区分認定調査事業のことですが、この事業は障がい者本人の利用できるサービスに直接関わってくるものだと思いますが、認定調査のチェック項目だけで判断すると実態にあった支援区分にならないという事例もお聞きしておりますので、訪問調査員の調査スキルを高めていただいて、事業報告にも書かれていますように中立公正に進めていただくようお願いいたします。

古賀課長 福祉事業課長の古賀でございます。要介護・障がい支援区分認定調査事業につきましては、高齢者の要介護認定だけでなく山田評議員がおっしゃられたように、障がい者の支援区分認定調査も本会で実施させていただいております。調査にあたってはチェック項目だけでなく特記事項という記述項目もございます。ご本人や支援者の方から聞き取りさせていただき、ご本人のご意向を中心にしながら調査を進めています。また、しっかりとした判断基準がないと調査事業は履行できませんので、研修等にも努めてまいります。ご意見ありがとうございました。

吉川議長 ほかに、ご意見・ご質問はありませんか。
ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第1号議案は、原案どおり決定されました。

<第2号議案> 平成29年度決算報告(案)について

吉川議長 続きまして、第2号議案の平成29年度決算報告(案)について、事務局から説明

吉川議長 してください。

真鍋課長 総務課長の真鍋でございます。

第2号議案、平成29年度決算報告(案)についてご説明申し上げます。

資料2、1頁をご覧ください。平成29年度決算報告の概要ですが、改正社会福祉法の施行に伴い、社会福祉法人の公益性を担保するため、ガバナンスの強化や財務規律の確立を図る観点から、会計監査人による監査が義務付けられました。本会では、会計監査人である「かがやき監査法人」から内部統制の整備や現状の会計処理方法等を確認・改善する外部監査を受けました。

また、法人運営の面では、成年後見支援センター事業や要介護認定・障がい支援区分認定調査などの公募事業の積極的な受託等により財政基盤の強化を図る一方、後ほど改めて説明いたしますが、本会への寄附金収入を新規事業の事業資金に充てる枠組みを作るなど、地域福祉活動への積極的な投資も行っています。

それでは、平成29年度の財務活動についてご説明いたします。改正社会福祉法の施行に伴い、事業運営の透明性の向上の観点から、貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書といった計算書類等の公表が義務付けられたことを受けまして、まずは、それぞれの計算書類についてご説明申し上げ、本会の全体的な財政状態・経営状況・資金繰りの状況についてご説明いたします。

では、「1法人全体の状況」(1)貸借対照表をご覧ください。概要版でご説明いたしますので、頁はこのまま1頁をご覧ください。

貸借対照表は、3月31日時点の本会のすべての資産・負債・純資産の残高を表します。特に、純資産の増減は、組織の財政基盤の健全性を表す指標となりますことから、前年度決算額との比較によりまして、今年度の財政状態についてご説明いたします。

今年度の3月31日時点の資産総額は、表左にありますように、28億5,135万3,514円、負債総額は表右上段にありますように7億6,259万9,899円となっており、その差額、組織の財政基盤を表す純資産額は表右側下段にありますように20億8,875万3,615円でございます。

一方、昨年度の純資産額は表の外右枠に記載しておりますとおり、21億2,325万3,165円であり、今年度は、前年度と比較しますと約3,400万円のマイナスとなっております。ただし、マイナスの主な要因は、ボランティア活動振興基金事業における基金の取り崩し額、約4,200万円や、ひとり親家庭貸付事業における国庫補助金等特別積立金の取崩し額、約300万円であり、それぞれ、純資産の取崩しが事業の適切な運営の前提となっているものです。よって、これらの取崩しを前提とした事業を除いた、法人の純資産額は、前年度と比較しますと、約1,100万円のプラスとなっており、財政基盤が強化されたことを示しております。

次に、(2)事業活動計算書をご覧ください。同じく概要版でご説明いたしますので、頁はこのまま1頁をご覧ください。

事業活動計算書は、4月1日から3月31日における本会の経営成績を表します。特に、当期活動増減差額は、一般には当期純利益と呼ばれるものであり、その数字がプラスであれば財政基盤の強化がなされたとされることから、組織の経営状況を判断する指標となります。

今年度中の収益総額は表右にありますように43億4,583万6,619円、費用総額は表左上段にありますように43億7,733万4,567円であり、その差額はマイナス

真鍋課長

3,149万7,948円となっております。ただし、マイナスの主な要因は、ボランティア活動振興基金事業の助成金費用や、善意銀行事業の助成金費用など、対応する収益の獲得が前年度以前に遡るため、収支のバランスが取れないことが前提となっている事業によるものです。よって、これらの事業を除いた、収入に見合った支出が前提となっている事業における当期活動増減差額は、表の外左下にありますように2,113万4,501円のプラスとなっており、法人本体の経営状態は良好であることを示しております。

続きまして、2頁目(3)資金収支計算書をご覧ください。概要版でご説明いたしますので、頁はこのまま2頁をご覧ください。

資金収支計算書は、4月1日から3月31日における、本会の事業資金の収支の内訳を表します。特に、当期末支払資金残高は、次年度へ繰り越すことのできる事業資金額を表します。

今年度の収入総額は、表中央の決算欄の最上段にありますように、43億8,827万7,645円、支出総額はその下にありますように43億8,300万1,619円となっており、前期末残高6億3,848万757円をあわせると、次年度への繰越事業資金額を表す当期末支払資金残高は、表中央の決算欄最下段にありますように6億4,375万6,783円となり、予算との差額は約1億円のプラスとなっております。

以上、3つの計算書類をもとに、本会の全体的な財政状態・経営状況・資金繰りの状況についてご説明いたしました。

続きまして、2事業ごとの状況・特筆事項をご覧ください。ここでは、各事業の資金収支計算書をもとに、その予算額と決算額に乖離があるものと、各事業での特筆すべき事業内容について、ご説明いたします。概要版でご説明いたしますので、頁はこのまま2頁・3頁をご覧ください。

それでは、①法人運営事業をご覧ください。賛助会員会費収入について、予算額が44万円のところ、決算額は50万3,000円となっております。これは、賛助会員を積極的に募集した結果、本会の活動をご理解・ご支援くださいます賛助会員が増加したことによるものでございます。

次に、経常経費寄附金収入について、予算額が50万円のところ、決算額が1,112万1,100円となっております。これは主に、故 椎名 道代 氏から、本会へ1,000万円のご寄付をいただいたことによるものでございます。なお、冒頭で申しあげた寄附金収入の活用の枠組みの具体例として、※(こめじるし)で表欄外にも記載しておりますように、本寄附金は、寄附者の意向を尊重し、「福祉活動資金」として、児童分野をはじめとした地域福祉活動へ、積極的に活用してまいります。

次に、租税公課については、予算額が200万円の支出となっているところ、決算額は733万9,203円の還付となっております。これは、消費税の算定方法を見直したことにより、約700万円の節税効果があったことによるものでございます。

続いて②地域福祉活動推進支援事業をご覧ください。消耗品費について、予算額が66万5,000円のところ、決算額は88万8,320円となっております。ここには、今年度本会が実施した災害訓練に係る物品購入等によるもの40万3,995円が含まれております。

続いて③あんしんさぼーと事業をご覧ください。利用料収入について、予算額が900万円のところ、決算額が1,049万8,250円となっております。これは、あんしんさぼーと利用者ひとりあたりの支援回数が増加したことによるものです。

続いて④共同募金配分金事業をご覧ください。いただいた配分金については、福

真鍋課長

祉育成・援助活動費として、社会福祉大会の開催経費の他、「大阪の社会福祉」や「情報誌 COMVO」の発行経費など、本会の広報活動等に広く有効活用しております。

続いて⑤要介護認定訪問調査事業をご覧ください。人件費支出について、予算額が9億6,511万3,000円のところ、決算額が9億1,310万4,028円となっております。これは、多様な雇用形態の展開により経費の削減がなされたことによるものですが、調査依頼件数に対しては、遅滞なく調査実施できるよう努めました。

続いて⑥ボランティア・市民活動センター事業をご覧ください。広報費支出が決算額162万2,000円となっておりますが、これは情報誌COMVOの作成費総額529万2,000円のうち、決算額162万2,000円を広告料収入などの自主財源により賄っていることを表しています。

続いて⑦相談支援サポートセンター事業をご覧ください。業務委託費支出には、成年後見支援センターの開設から10周年を迎えたことを記念して作成したDVDの作成費用216万円が含まれています。

続いて⑧介護予防ポイント事業をご覧ください。広報費支出について、予算額が55万円のところ、決算額は98万6,230円となっております。これは、事業報告でご説明したように、活動者を増やすために積極的な事業周知を行った結果によるものでございます。

続いて⑨社会福祉研修・情報センター事業をご覧ください。参加費収入について、予算額が2,200万円のところ、決算額は2,354万8,080円となっておりますが、これは、多様な研修の実施により、参加費収入が増加したことによります。

続いて⑩職員人件費調整事業をご覧ください。区社協で受託している事業に係る、本会からの出向職員の人件費を表しています。

以下、⑪から⑬では、各事業における今年度助成件数・貸付件数を備考欄に記載しております。それぞれ、善意銀行事業における助成件数は28件、ボランティア活動振興基金事業における助成件数は170件、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業における貸付件数は58件となっております。

最後に、社会福祉充実財産についてご報告いたします。改正社会福祉法の施行に伴い、社会福祉充実財産は毎年度算定することが必要となりました。厚生労働省の通知では、主として施設・事業所の経営を目的としない法人等の特例として、土地・建物を所有していない法人の場合は、財産額から年間事業活動支出の全額を控除できると示されていますことから、本会の場合、年間事業活動支出を財産額から控除した結果、残額が生じず、社会福祉充実計画を策定する必要がないことをご報告いたします。

以上、平成29年度決算報告(案)についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

吉川議長

ただ今、平成29年度決算報告(案)について、説明がありましたが、皆様からのご質問をお受けする前に、中村監事から監査報告をお願いします。

中村監事

私、中村と後藤監事は、平成30年5月28日、市社協事務局において、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの理事の業務執行の状況について監査を実施しました。あわせて、会計監査人「かがやき監査法人」から会計監査報告を受けたところでございます。その結果につきまして、監事を代表してご報告申し上げます。

事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認め

中村監事 ます。また、理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。さらに、内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

計算関係書類及び財産目録については、会計監査人「かがやき監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。以上でございます。

吉川議長 ありがとうございます。それでは、皆様からのご意見・ご質問についてお受けいたします。いかがでしょうか。

山田評議員 監事の監査報告については資料として添付されていますが、会計監査人である、かがやき監査法人の監査報告書は添付されないのでしょうか。

真鍋課長 定款にも規定しておりますが、会計に係る監査報告書は会計監査人が作成し、事業報告等の監査は監事が行うことになっております。監事は会計監査人から会計監査について報告を受け、その結果を会長に報告することになりますので、今回、資料2の最終頁にありますように、監事の報告書を添付しております。

山田評議員 会計監査人が作成した会計監査報告書はもう少し詳しく記載されていると思いますので、評議員会でも示していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

真鍋課長 ただ今のご意見も踏まえまして、今後、検討してまいります。

吉田評議員 資料 2、2 頁の要介護訪問調査事業において人件費が予算に比べて決算額が約 50,000,000 円減となっており、その理由が多様な雇用形態の展開によるとありますが、具体的に説明をお願いしますか。

古賀課長 古賀からご説明いたします。現在、固有職員、常勤・非常勤嘱託職員と多様な雇用形態により、訪問調査事業を実施しております。人件費において予算と決算にかなりの差異が生じておりますが、依頼件数に応じた職員数としたこと、前年度に比べて新規採用の固有職員を新たに配置したことにより人件費が予算より減となっております。平成 30 年度におきましても、依頼件数を遅滞なく実施できるように多様な雇用形態により行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

吉川議長 他に、ご意見・ご質問はありませんか。
ないようでございますので、ご承認いただけますか。

(異 議 な し)

異議なしということですので、第 2 号議案は、原案どおり決定されました。

<第 3 号議案> 平成 30 年度補正予算 (案) について

吉川議長 続きまして、第 3 号議案の平成 30 年度補正予算 (案) について、事務局から説明してください。

真鍋課長 第 3 号議案 平成 30 年度補正予算 (案) につきまして、ご説明申しあげます。資料 3、1 頁をご覧ください。

真鍋課長 今回の補正は、経営安定化積立基金への積立てによる補正、共同募金配分金事業における配分金額の減に伴う収益及び費用の減額補正、決算で確定した前期末支払資金残高に関する補正につきまして、お諮りするものでございます。

1頁の中ほど「平成30年度 1次補正予算書(案)総括表」をご覧ください。収入の部で、表中央の「今回補正額」欄の事業活動収入において、共同募金配分金収入の減による100万円の減額補正となります。これによりまして、補正後の収入予算額は、計48億8,675万1千円となります。

支出の部は、事業活動支出で100万円の減、その他の活動支出で659万7千円の増額でございます。内訳は、先ほど収入の部で申しあげました、共同募金配分金事業における収入が減額したことに伴う100万円の減、また、平成29年度事業からの繰入金の一部を経営安定化積立基金へ積立するため659万7千円の増の2つの補正を合計したものでございます。これによりまして、補正後の支出予算額は、49億3,356万1千円となります。

表の下から2段目、前期末支払資金残高は1億438万1千円の増でございます。これは、法人運営事業・生活福祉資金貸付事務事業・善意銀行事業・ボランティア活動振興基金事業・ひとり親家庭高等職業訓練資金貸付事業の5事業において、決算で確定した支払資金残高に補正するためのものでございます。これによりまして、表の下から3段目、補正後の当期資金収支差額は、マイナス4,681万円となり、前期末支払資金残高6億4,375万6千円と合わせると、当期末支払資金残高は、5億9,694万6千円となり、当初予算と比較しますと、約1億円を事業資金の残額として確保できた、ということでございます。

以上、平成30年度補正予算(案)についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

吉川議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第3号議案は、原案どおり決定されました。

<第4号議案> 定款の一部変更(案)について

<第5号議案> 役員及び評議員の報酬等に関する規程の制定(案)について

吉川議長 続きまして、第4号議案の定款の一部変更(案)、第5号議案の役員及び評議員の報酬等に関する規程の制定(案)について、事務局から一括して説明してください。

真鍋課長 第4号議案「定款の一部変更(案)」及び第5号議案「役員及び評議員の報酬等に関する規程の制定(案)」につきまして、一括してご説明申し上げます。

現在、理事・監事・評議員の皆様が理事会等に出席いただいた場合、交通費として一律2,000円をお渡ししておりますが、厚生労働省の通知により、「交通費を支給する場合は、実費相当額を支給する場合は報酬には該当しないが、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれる」とされ、大阪市の法人指導監査においても、厚労省の通知を踏まえ、費用を弁償すると規定した定款や役員報酬規程と齟齬が生じているため、改善するよう指摘を受けたところでございます。

以上のことから、定款及び規程を見直し、費用弁償ではなく報酬として5000円

真鍋課長

をお渡しすることをお諮りするものでございます。

それでは、資料4をご覧ください。「定款の一部変更（案）」ですが、第10条で評議員の報酬について規定しておりますが、評議員に報酬を支払う場合は各年度の総額を定款に定めることが社会福祉法で規定されておりますことから、「各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給できる」と追記いたします。また、第24条では、「役員には費用を弁償することができる」の文言を削除いたします。

続きまして資料5をご覧ください。これまでは役員と評議員に分けて報酬等に関する規程を制定していましたが、いずれも報酬としてお渡しすることから、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」を新たに制定いたします。具体的に申しますと、現行の「役員の報酬等に関する規程」に変更点等を下線でお示しした規程案となっております。

なお、本理事会で決議いただきましたら、評議員会でお諮りした後、大阪市へ定款変更を申請いたします。認可後、初めて有効となりますので、よろしくお願いいたします。

今回、実費弁償から報酬に変更いたしますと、給与所得としての取り扱いとなり、税務処理の関係から理事・監事の皆様からマイナンバーを提出いただく必要があるほか、確定申告等、お手をかけることとなりますが、必要な手続き等を文書でまとめたうえ、別途ご案内させていただきますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

以上、「定款の一部変更（案）」及び「役員及び評議員の報酬等に関する規程の制定（案）」についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

吉川議長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第4号議案及び第5号議案は、原案どおり決定されました。

＜第6号議案＞ 理事の選任について

吉川議長

続きまして、第6号議案の理事の選任について、事務局から説明してください。

浅井局長

事務局長の浅井でございます。

第6号議案 理事の選任につきまして、ご説明申し上げます。資料6の1頁をご覧ください。なお、次の2頁には、理事・監事・会計監査人選任規程を付けておりますので、併せてご覧いただければと存じます。

現在、18名のみなさまに理事としてご就任いただいておりますが、平成30年6月6日に開催された理事会において、新たに4名の理事候補者が推薦されました。

まず、「区社会福祉協議会の代表者」といたしまして、淀川区社会福祉協議会会長の三田和夫様でございます。生野区社会福祉協議会会長の多田龍弘様でございます。

続きまして、「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う

浅井局長 団体の代表者」といたしまして、大阪市社会事業施設協議会会長の倉光慎二様でございます。

続きまして、「社会福祉関係公務員・社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者」といたしまして、こども青少年局局長の佐藤充子様でございます。

任期につきましては、本日、平成30年6月22日から現任期の残任期間である平成30年度会計に係る定時評議員会終結時まででございます。

以上、理事の選任についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしく願い申しあげます。

吉川議長 ただ今、理事の選任について説明がありましたが、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第6号議案は、原案どおり決定されました。本日もご審議いただく案件は、全て終了いたしましたので、ここで議長役を終了させていただきます。ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

司 会 それでは、続きまして報告事項にうつらせていただきます。お手元資料7をご覧ください。定款第20条に、会長及び常務理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないと規定しており、昨年11月20日の理事会において平成29年4月1日から11月1日までの状況を報告いたしました。本日は、平成29年11月1日から平成30年4月1日までにつきまして、乾会長及び西嶋常務理事から報告いたします。

まずは、乾会長からご報告をいただき、その後に西嶋常務理事からご報告いたします。それでは、乾会長からご報告をお願いいたします。

乾 会 長 お手元の資料7に、会長及び常務理事の職務執行状況についての資料がございます。裏面めくっていただきましたら、各種会議もちろん本会議や理事会もございます。新たな議案等もあり、特に地域こども支援ネットワーク事業の実施については、現在事務局でも子ども食堂や子どもの居場所づくり等の現地を訪問して調査していただいております。評議員選任・解任委員会についても現在行っていただいております。

その他の重要な会議あるいは行事への参加状況等も29年3月末までの資料がございますが、大阪市社会福祉審議会あるいはその分科会等にも出席させていただいておりますし、全国の社会福祉協議会の評議員会には昨日も参加させていただきました。

大阪市の社会福祉大会や、関係団体である大阪府の社会福祉大会、大阪市の民生委員大会、あるいは関連する政令都市仲間である堺市の民生委員大会にも出席させていただいております。とりわけ、各区の社会福祉大会等にも参上させていただきました。また、障がい者団体等、種別の色々な催しでは全国のろうあ者大会やスポーツ大会等もご案内をいただき常務理事とも分担しながら出来るだけ出席をさせていただいております。地域福祉活動推進委員会にも会長として参加させていただいております。

以上が会長としての職務でございました。各区や施設の催しあるいは会議等については、ご案内いただいた時には重なった時以外ほとんどすべてに出席をさせていただき、出来るだけ当事者の方と顔を合わせるという姿勢で行わせていただいております。

乾 会 長 ります。
 以上を持ちまして私からの報告といたします。ありがとうございました。

司 会 続きまして、西嶋常務理事からご報告をお願いいたします。

西嶋常務 続きまして私からご報告させていただきます。まず、主な事業の実施状況でございますが、先ほど事業報告としてご説明させていただきましたので、簡単にご報告いたします。

まず、大阪市地域福祉活動推進計画の策定ですが、平成 30 年度からの 3 か年計画として策定いたしまして、担い手づくり、居場所づくり、見守りの 3 つを重点項目として進めてまいります。次に、大阪市成年後見支援センター10 周年記念フォーラムについては、昨年 11 月 23 日に開催し、約 400 名の方に参加いただきました。成年後見制度につきましては、国の方でももっと進めていこうという法律もできたところですが、大阪市では 10 年前から取り組んでおりまして、ますますこの事業を充実してまいりたいと考えております。次に市・区社協合同災害対策本部設置訓練でございますが、昨年 12 月 7 日に市社協・区社協合わせまして約 300 名以上の職員が参加し、災害発生直後の初動期の動き方などの確認を行いました。おりしも 6 月 18 日に地震が発生し、市社協・区社協で災害対策本部を設置いたしました。特に区社協におきましては、要援護者名簿による安否確認を行う、見守り支援ネットワーク強化事業を行っていただいておりますが、その情報収集などスムーズにとまはいえませんがこのような訓練があつてこそであると考えておりまして、今後も市社協・区社協一体となって災害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

職員採用につきましては、平成 29 年 11 月 1 日に 12 名の採用をいたしました。生活支援体制整備事業を 3 年ほど前から順次展開させていただいており、平成 29 年度をもちまして大阪市から 24 区すべて市社協・区社協が受託し、社協事業として取り組むことになりましたので、新たに職員を採用いたしました。平成 30 年 4 月 1 日には、31 名の職員を新たに採用いたしました。主に定年退職等による欠員補充ということでございます。財政状況につきましては、先ほど決算報告としてご説明させていただきました。ご質問のありました会計監査法人による会計監査については監事に報告させていただいた他、乾会長と私も会計監査人から報告をうけたところでございます。評議員のみなさまにも社協の経営状況を見ていただくという意味では、会計監査人による監査報告書を資料として出していく方向で調整してまいりたいと考えております。それから、「内部管理体制の基本方針」の決議につきましては、昨年の評議員会でも報告させていただきました。経営に関する管理体制やリスク管理、コンプライアンス管理等の方針を定め、日常の業務を円滑に進めさせていただいております。また、諸規則等の制定及び改正につきましては、特別臨時職員就業規則を定めました。本会の大きな事業である介護保険等の認定調査業務がございませぬが、その資格を持った職員というのがなかなか得難い職員でして、65 歳を超えても資格を持った方については引き続き業務を行なうていただいております。労基署にも承認を得て、特別制度を設けたところでございます。また、事務局規程や経理規程等につきましても順次改正させていただきました。

監査等の状況につきましては、監事から会計監査人による監査についてご報告いただきました。また、1 月 11 日に大阪市から監査を受け、先ほどもご審議いただきました報酬についての指摘がございまして、今回議案としてあげさせていただきます。

西嶋常務

した。

その他の重要な会議、行事の実施及び参加状況につきましては、本会の理事会、評議員会のほか、善意銀行等の市社協内部の委員会に出席させていただいたとともに、民生委員児童委員協議会の会長会や大阪市社会事業施設協議会の総会にも出席させていただきました。大阪市の児童、高齢、障がいの委員としても参加させていただいております。また、全社協主催の都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会にも委員として参加させていただいた他、府社協や共同募金会にも参加させていただきました。

引き続き本会の運営が円滑に進むよう、実務を遂行させていただきたいと考えておりますので、どうぞご協力の方よろしくお願いいたします。

司 会

続きまして、資料はございませんが、大阪府北部を震源とする地震への対応についてご報告させていただきます。

浅井局長

さる6月18日(月)、大阪府北部を震源とする地震が発生いたしました。市内においては、北区の震度6弱をはじめ、都島区、東淀川区、淀川区、旭区において震度5強、福島区、此花区、生野区、港区、西淀川区では震度5弱が観測されました。

これを受け、市社協では、市・区社協の職員参集状況や安否確認を行うとともに、区社協における建物の被災状況や事業の実施体制についても状況把握を行い、デイサービスなど事業中止のお知らせにつきましても利用者の方々へ遺漏なく行ったところ です。

区社協からの報告では、職員や建物について、特段大きな被害は無かったとのことでした。

また、同日には常務理事を本部長とする災害対策本部を設置し、各区社協を通じて各区内の被害状況や地震への対応について、情報を集約するとともに、被災状況が甚大な区については、市社協職員が区社協を訪問し、現状把握に努めたところ です。

各区社協では、見守り相談室において、気がかりな方を訪問するなど、安否確認等を行うとともに、一例ではありますが、北区社協では、地域福祉コーディネーターと連携して各地域の状況把握を行い、高層マンションでタンスが倒れて起こすことができないといったニーズへの対応や、東淀川区社協では、本棚や仏壇が倒れて起こすことができないといった連絡があったことで、直接対応するほか、区民のニーズを把握するため、当該地域へチラシを配布するなどの取り組みを進めているところ です。

市社協では、大阪市をはじめ全国社会福祉協議会や近畿ブロック都道府県・指定都市社協などとも情報共有を図り、各区社協での被災状況や支援に向けた取組みなどをホームページで情報発信するとともに、被災状況も日々変化することから、さらなる情報収集に努め、困りごとを抱えたの方々へ寄り添いながら、市・区社協が一体となって、引き続き生活支援等に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、大阪府北部を震源とする地震への対応について、ご報告申し上げます。

司 会

ただ今、会長及び常務理事からのご報告とこの間の地震への対応についてご報告いたしました。ご質問はございますか。

吉田評議員 質問ではないのですが。東淀川区では 80 代のボランティアの方が亡くなられました。皆さん方の活動も大阪市の市民活動保険に加入しておられると思いますが、今回残念なことに保険の対象外でございました。なぜかという、震災特約に入っていなかったからです。今後も余震等もございますのでボランティアの方が現地に行かれた時に災害がおこることもありえるので、現状の保険をしっかりチェックしていただきたい。震災特約かなり高くつくそうなので、参考までに報告いたしました。

司 会 他にございませんでしょうか。なければ、報告事項は以上となります。
 これをもちまして、評議員会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。